

## 「高齢者のしおり」令和8年・令和9年版広告主募集要領

平素より目黒区の高齢福祉事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、当課で作成しております「高齢者のしおり」に掲載中の広告は、令和8年4月末で掲載期間が終了となりますので、令和8年・令和9年版について、広告掲載を募集いたします。

広告のサイズは2種類用意しております。

### 1. 高齢者のしおり（令和8年版）の発行概要

規 格	A4判 中綴じ、78ページ程度 表紙・裏表紙はカラー印刷（予定）、本文は2色刷り
発 行 日	令和8年7月頃（予定）
発行部数	13,500部
配布期間	令和8年7月～令和9年5月頃（予定）
内 容	① 高齢者向け各種サービスの案内 ② 広告、巻末3～4ページ（予定）
配布対象	① 窓口来客者 ② 令和8年度65歳及び75歳到達者の世帯（郵送配布）
配布場所	高齢福祉課、包括支援センター等

※令和9年版は令和8年版の内容を更新したものを令和9年6月～令和10年5月に配付予定とし、広告は令和8年と9年で同内容のものを掲載します。（令和9年作成時に掲載内容の変更はできません。あらかじめご了承ください。）

※高齢者のしおりは令和8年からUni-voice（情報のアクセシビリティの向上を目的とした印刷物の文字情報を二次元コードに変換したもの）に対応していますが、広告の内容読み上げの対応はいたしません。あらかじめご了承ください。

### 2. 広告掲載箇所・サイズ・掲載料

広告名	掲 載 箇 所	サ イ ズ 等	掲 載 料
1号	裏表紙内側ページ、巻末の指定ページ	全面（2色） (左右170mm×天地244mm以内)	60,000円
2号	巻末の指定ページ	1/3面（2色） (左右170mm×天地78mm)	20,000円

### 3. 広告の掲載範囲

掲載することができる広告は、区民生活に関連したもので次のいずれにも該当しないものとします。（次に挙げるような広告は掲載できません。）

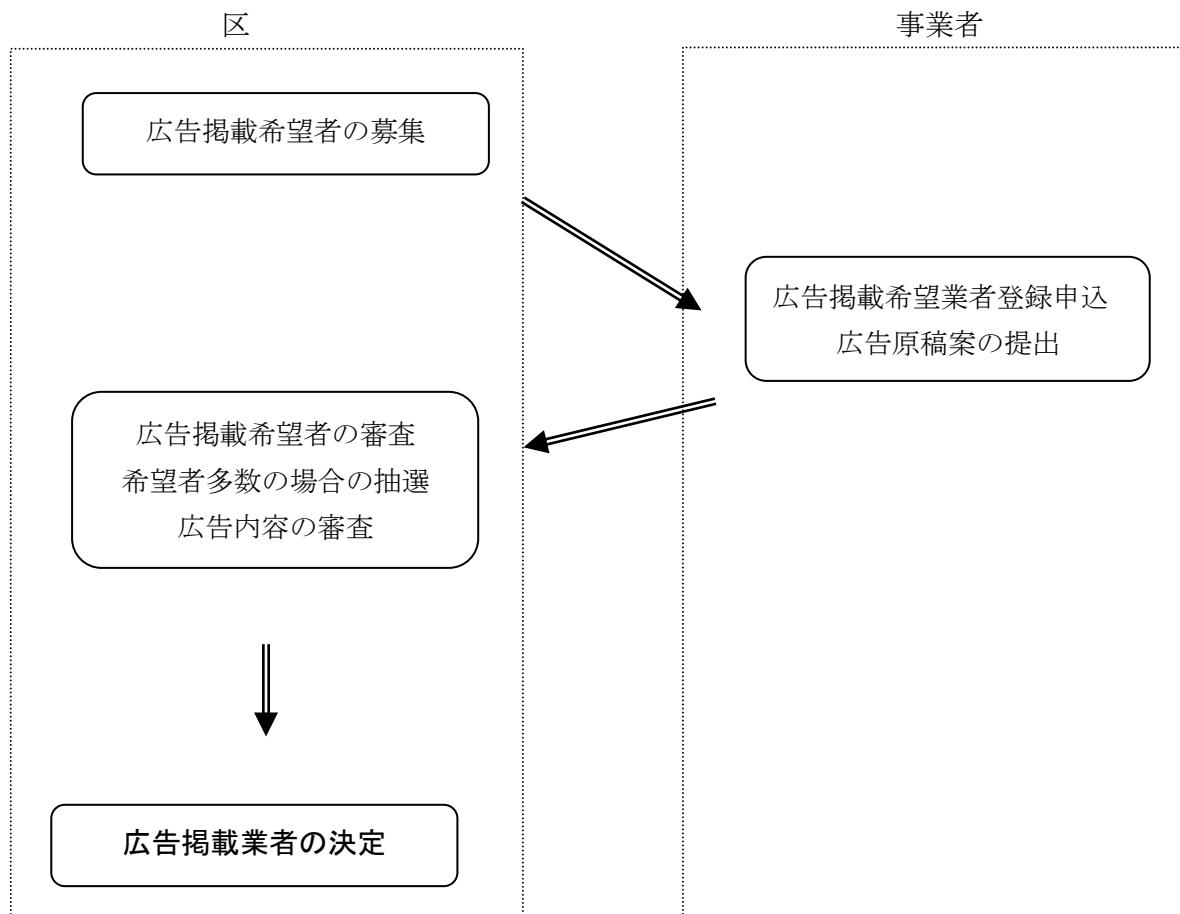
なお、掲載決定後でも、下記のような広告と判明したときは、掲載を取りやめたり、内容の修正を求めたりすることができます。

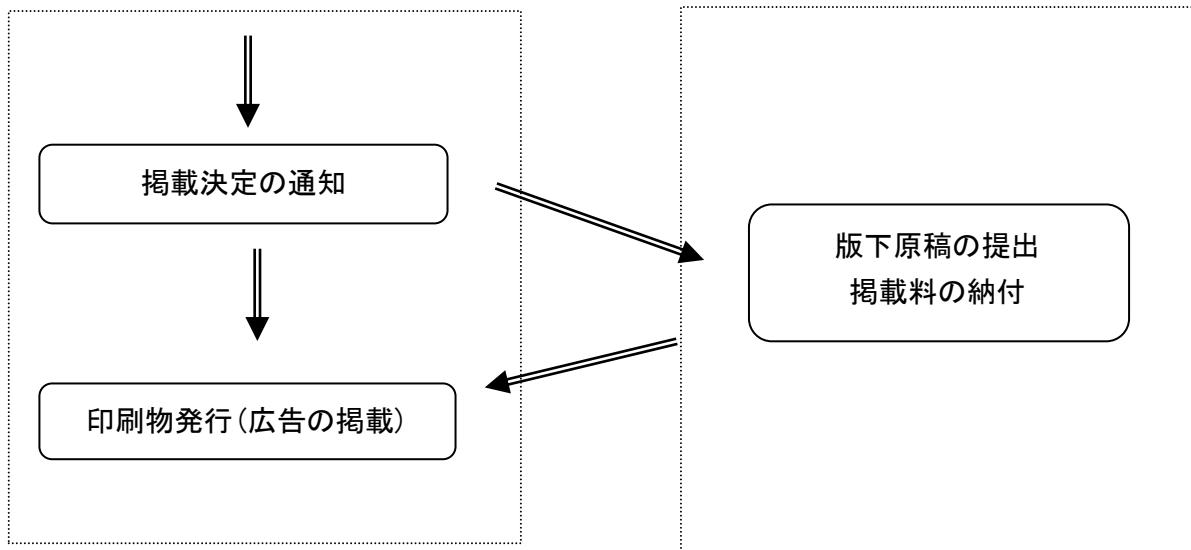
- (1) 次に挙げるものを例示とした印刷物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
  - ア マルチ商法、キャッチセールス及び代理店募集
  - イ 消費者金融及び無届出の金融業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

に掲げる営業に該当する広告

- (3) 次に掲げるものを例示とした政治・宗教活動、意見広告、個人宣伝、人事募集にかかるわる広告
- ア 政治活動に関するもの（公職選挙法に抵触するもの）
  - イ 寺社や宗教の名称等を用いて行われる布教・義援金募集活動
  - ウ 個人、団体等の主義主張
  - エ 人事募集の広告
- (4) 次に掲げるものを例示とした公の秩序又は善良な風俗に反する広告
- ア 法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの
  - イ 個人、他企業等を誹謗中傷するもの
  - ウ 過激な表現、いかがわしい表現及び公平性を欠く表現のもの
- (5) 次に掲げるものを例示とした当該印刷物等に掲載することが妥当でないと区長が認める広告。
- ア 学校法人以外の者が行う教育に関する営業に関するもの（学習塾、家庭教師、教育機材の販売等に関するもの）
  - イ 個別の不動産物件等の売買に関するもの
  - ウ 必要以上に消費者の購買意欲をそそると思われるもの
  - エ 広告の内容が著しく特定の区民に限られているもの（会員への通知広告・尋ね人・死亡通知・物品交換・不用品売買・物品譲渡等）
  - オ 社会問題になっている事項に関するもの

#### 4. 広告掲載までの流れ





## 5. 申込方法

所定の申込用紙（目黒区印刷物広告掲載業者登録申込書）に必要事項を記入し、掲載廣告案を添付して、高齢福祉課へ持参または郵送で提出してください。

## 6. 申込期限

令和8年3月6日（金）必着

## 7. その他

- (1) 掲載は原則として1事業者につき1件までです。
- (2) 版下等の作成経費は、広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者が負担することになります。
- (3) 広告内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者が負うことになります。
- (4) 応募者多数の場合は抽選を行い、当選者を掲載業者として決定します。
- (5) 著作権侵害のおそれのあるイラストや生成AIで作成したイラストは掲載できません。これらの使用により目黒区に損害が生じた場合、損害賠償請求を行うことがあります。

問合せ先 〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15  
 目黒区 健康福祉部 高齢福祉課 在宅事業係  
 担当：三松  
 Tel 03(5722)9839 Fax 03(5722)9474  
 e-mail koureio1@city.meguro.tokyo.jp